

整理番号	1	5	9
------	---	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	---

支出年月日 5年 2月 27日	支出額 百万 千 円 55280	※政務活動費を充当した金額を記載
--------------------	------------------------	------------------

使 途 事務所・駐車場・賃借料 令和5年3月分	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため $69.100 \times 0.8 = 55.280$
-------------------------------	---

領収書等貼付欄 逢澤至一郎 埼玉県議会自由民主党議員団

05-02-27	家賃	*69,100	家賃等	*
----------	----	---------	-----	---

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高

支払元 5.2.27 ファイハウス _____ [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

賃貸人 [] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(令和 元 年 06 月 01 日を始期とする住宅賃貸借契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5	種類 マンション
名称 加藤コーポラス	部屋番号 0101
構造 鉄筋コンクリート 造 陸屋根	間取り 3DK
地上 4階 地下 階建	専有面積 52.66㎡

第1条 (賃貸借期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の賃貸借契約期間は令和 03年 06月 01日から令和 05年 05月 31日までの 2年 0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に、支払うことを承諾します。

更新料	59,000円 (更新後の家賃の1.00ヶ月分)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-----------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費				月額合計
月払金	59,000円	3,500円	円	円	円	62,500円

第3条 (敷金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000円	円	円	59,000円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021 年 6 月 / 日

賃貸人 住所 []

氏名 []

賃借人 住所 []

氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 []

氏名 [] 続柄 []

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

<更新時現在の入居者の表示>

氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名	連絡先電話番号
逢澤 圭一郎	本人	昭和50年9月16日	男	埼玉県議会	[]

株式会社タ
川口営業所

住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル
電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフオレントインシュア

タイセイ・リビングクラブ加入書（会員化施策用）

お申込プラン	■ 月額 1100 円(税込)	月額 2200 円(税込)
--------	-----------------	---------------

加入月	2023 年	3 月
-----	--------	-----

フリガナ	アイザワケイイチロウ
契約者	逢澤 圭一郎
電話番号	■■■■■■■■■■

同居家族	
フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

対象物件	加藤コーポラス 0101
物件住所	341-0018 埼玉県三郷市早稲田 2 丁目 8-5

●お問い合わせフリーダイヤル
☎ 0120-365-573

(備考欄・変更内容等)

取り扱い店
株式会社タイセイ・ハウジー
川口 営業所
TEL: 048-498-6161

種別
867

申込区分	□プラン変更 変更開始月 (年 月)	□記載内容変更 変更日 (年 月 日)
------	-------------------------	--------------------------

整理番号 219

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 2 月 28 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4000</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">00</td> </tr> </table>	百万	千	円		4000	00
百万	千	円							
	4000	00							

※政務活動費を充当した金額を記載

便 途	<p>事務所家賃 3月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が$\frac{8}{10}$以上であるため</p> <p style="text-align: right;">$50000 \times \frac{8}{10} = 40000$</p>	
-----	--	--

領収書

No. 825

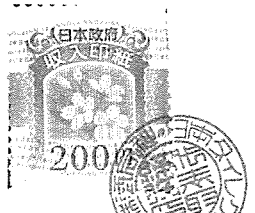
領収日 2023年02月28日

関根信明 様

金額 50,000 円

23年3月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



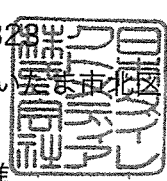
内訳

税抜金額: 50,000円

消費税額等: 1222 0円

〒331-0828 埼玉県さいたま市北区日進町2-789

みらい日進



日本ダイレクトメディア株式会社

請求書

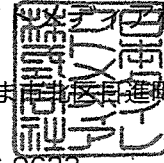
関根信明様

日付 : 2023年02月28日

請求書番号 : 825

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレクトメディア株式会社
〒331-0823
埼玉県さいたま市中央区日進町2-789
みらい日進
電話: 048-856-9633



小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2023年3月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号 249

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	5 年 2 月 28 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">67720</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		67720	
百万	千	円							
	67720								
使途	<p>事務所賃借(3月分)</p> <p style="text-align: right;">$(135,000 + 440) \times 0.5 = 67,720$</p>								

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
39842	05-02-28	11:25
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥135,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円)		

[振込手数料]

※領収書(別)

用すること。

お振込明細またはご案内	<p>お受取人</p> <p>サイタマケツツキン サカト</p> <p>普通 8289798</p> <p>ファイブイースト(カ様 登録番号 0005</p> <p>ご依頼人</p> <p>オカワタタツ セイムカットウツムツヨ様</p> <p>電話番号 XXXXXXXXXX</p> <p>取扱番号 400499</p>
-------------	--

印紙税申告納付につき浦和税務書承認済

※領収書等には、①年月日、②(記載)、④発行者、⑤宛名が記載

*印紙税を納付しない場合は*印で済しております。 →

出されたか分かるような記(記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。
この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	説明をする宅地	登録番号
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士	氏名
主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者	埼玉県坂戸市八幡2-2-2 ファイブエースコート株式会社 代表取締役・伊東 雄介 TEL049-288-1101	業務に従事する 事務所の所在地・ 商号・名称	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエースコート株式会社 TEL049-288-1101
取引態様	媒介	取引態様	媒介
消費税込	課税業者		

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
名称	八幡店舗
種類	店舗併用住宅
構造	木造
取付面積	63.10㎡
築年月	1998年2月
交通	東武東上線 坂戸駅 徒歩13分
貸主氏名	住所
管理の委託先	ファイブエースコート株式会社 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL049-288-1101

2. 登記簿に記載された事項

所有人名義人	氏名	住所
甲区 所有者にかかるとする権利に関する事項	無	乙区 所有権以外の権利に関する事項の概要
抵当権	有	

3. 設備状況等

水道	公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	049(283)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力	0120 995441
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-352-025
排水	公共下水	ガス台	無
台所専用	冷暖	部屋	無
トイレ専用	水栓	電話	設置(可)
浴室	無		
給湯	有(設置物扱い)		

※店舗内の物は全て設置物

4. 法令に基づき制限の概要(●:有、該当する法令名を○で囲むこと)

- ①新住宅市街地開発法 ②新都市基盤整備法 ③流通業務市街地の整備に関する法律 ④農地法
- ⑤当該宅地建築物が土砂災害警戒区域内か否か
- ⑥土砂災害警戒区域外
- ⑦当該宅地建築物が津波災害警戒区域内か否か
- ⑧造成地防災区域外
- ⑨津波災害警戒区域外

- 8. アスベストの調査に関して(やっていない)
- 9. 耐震診断について
- 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物 (該当しない) 耐震診断の有無 (無)
- 10. 契約の種類及び期間

種類	普通賃貸借
期間	令和4年2月12日から令和7年2月11日迄(3年間)
11. 賃貸条件	
賃料	月額 135,000円(税込)※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日 迄に翌月分を指定期限へ振り込み(振込口座は契約書記載)
礼金	賃料の2ヶ月分 270,000円
敷金	賃料の2ヶ月分 270,000円
更新に関する事項(有)	1. 協議の上3年毎に更新することができる 2. 更新手数料(有): 新賃料の1ヶ月分+消費税 3. 賃料改定方法(公租公課の増減・経済情勢の変動・近隣賃料との不当など)
敷金等の清算に関する事項(有)	1. 滞納賃料等、損害金と相殺する 2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有) 3. 原状回復義務の範囲(故障或不具合の放置・借主の責任によって生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)
用途制限	事務所
利用制限	ペット不可・楽器不可
12. 損害賠償額の予定等に関する事項	
①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて貸主は借主に損害賠償を請求します	
②借主は本契約が解除(または終了)したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかつたときは、解除(または終了)した日の翌日から明け渡し完了日まで、賃料の倍額に相当する遅延損害金を支払わなければならない	

13. 契約の解除に関する事項

- (1)借主は、貸主にに対し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約できます
- (2)借主が賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなされないとき、借主が使用目的以外に使用するなどの禁止事項の行ない、貸主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の継続が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。

14. 建物完成時の形状・構造等	該当しない
15. 支払金または預かり金の保全措置の概要	保全措置 講じない
16. 金銭貸借のあつせん	無
17. 供託所等に關する説明	無
18. 備考	

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました、なお契約成立時には報酬額 135,000円を支払うことを承諾します

令和4年2月12日

住所 [住所] 氏名 小川 直志

整理番号 5111

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	5 年 2 月 28 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5220</td> </tr> </table>	百万	千	円		5	5220
百万	千	円							
	5	5220							

使 途 7: 事務所費 (R5.3月分) $110,440 \times 5\% = 5,522.0$

(株)春日部市住宅協同販売センター

政務活動に使用する割合が1/2以上であるため

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号			
0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	*****		
取扱店	お取引日	時刻			
10403	05-02-28	14:34			
お取引内容	お取引金額(円)	手数料			
振込	¥110,000	¥440			
お取引後の残高(円)		おつり			

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 (印紙)			
		円			

※ 領収書
※ 領収書
(別紙に)

すること。

お振込明細またはご案内

お受取人 **三井住友銀行 春日部支店**
普通 7128326
カ) カスカハツツウタクキョウトウハ様

ご依頼人 **ツラトコキヒト セイムカットウツムツヨ様**

電話番号 048-795-7140
取扱番号 300093

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③快速(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 白土幸仁 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	恵ビル 101		
	所 在 地	区画番号()		
		(住居表示) 春日部市中央1-59-4		
	構 造	(登記簿) 春日部市中央一丁目59番地4		
		鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・(2)階建/全(4)戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和62年 12月
面 積	49㎡			
附 属 施 設	1階事務所前面 1台駐車場			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2021年 12月 15日 から	2023年 12月 14日まで
目的物件の引渡し時期	2021年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額100,000円 (別途消費税相当額10,000円)	管理・ 共益費	なし
家 財 保険料	借主様のご判断でご加入ください。	礼 金	100,000円 (別途消費税 10,000円)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. []	本 数	[]
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末日まで		
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[]	
	<input type="checkbox"/>	名義人	[]
	<input type="checkbox"/>		

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年12月15日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL
	住所	[Redacted]	
乙・借主	氏名	白土 幸仁	TEL 098-795-7140
	住所	春日部市瑞後西 3-4-13	
丙・ 連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL [Redacted]
	住所	[Redacted]	
	極度額	金、4,000,000円	

		A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県春日部市粕壁5670-2 048-754-8088	主たる事 務所 所在地・TE
	商号又は名称	株式会社 春日部市住宅共同販売セン 石塚 薫	商号又は 名称
	代表者の氏名	[Redacted]	代表者の 氏名
	免許証番号	埼玉県 知事 (12)第6797号	免許証番 号 大臣 知事 ()第 号
	免許年月日	平成29年 5月27日	免許年月 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	[Redacted]	氏
	登 録 番 号	[Redacted]	登 録 番 () 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	主たる事務所に同じ	業務に従事す 事務所 名 事務所所 在 地 TEL

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 1 3 8

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	0 5 年 0 3 月 0 1 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		3	5		4	4		0	
百万	千	円													
	3	5													
	4	4													
	0														

使 途	<p style="text-align: center;">事務所賃貸料(令和5年4月分)</p> <p style="text-align: right;">44,300 × 0.80 = 35,440.0</p>
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

③事務所賃貸料(令和5年4月分)

⑤高橋稔裕

政務活動に使用する割合が8/10以上の為按分します

4月1日から4月9日までと4月30日分を除外します

66,000 ÷ 30 = 2,200

440 ÷ 30 = 14.6

2,200 × 20 = 44,000

15 × 20 = 300

別紙明細

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56662	05-03-01	16:01	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥66,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		IC認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬貨)
円	円	円	円

44,000

300 [振込手数料]

44,300

紙を使用すること。

※領収書等には、①年戸
④発行者、⑤宛名が記載
※按分した場合は、積算

お振込明細またはご案内

お受取人 **イタマケソソキン**

普通 0661651

クキミツビソソットウツヤハンハイ(カ様)

登録番号 0001

カハツツヒロ セイムカツ ヲツ ムソヨ様

に支出されたか分かるような記載、
記すること。)

電話番号 09018170065

取扱番号 600003

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →

印紙税申告納付済
付印済
税務署承認済

賃貸借契約書

令和 3 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	●	
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社		
賃借人	住所	●	●	
	氏名	高橋 穂裕		
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)			
賃料	1ヵ月 60,000円 (別途、消費税)			
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。			
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。			
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。			
期間	自 令和3年 5月 1日			
	至 令和4年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。			
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。			
解約	賃貸人 3ヶ月前予告			
	賃借人 3ヶ月前予告 解約可能			
振込先	●			
	口座番号	●		
(ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)				

整理番号 242 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
----------------------------------	---

支出年月日	5 年 3 月 3 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">53</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">240</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		53	240
百万	千	円							
	53	240							
使途	<p>事務所家賃代(3月分) 自民党越谷支部と折半のため $133,100円 \div 2 \times \frac{8}{10} = 53,240円$</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p>								

領 収 証

No. 007674

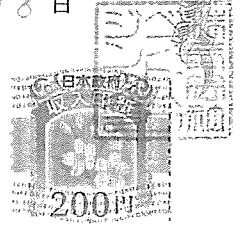
浅井 明 様

2023年3月18日

金額

¥133,100-

但し 森田ビル201号室 3月分賃料として(2023年3月3日入金)
上記の金額正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

建物賃貸借契約書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35, 34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間	
終期	2023年6月30日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	(内消費税等 10,700 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 15,400 円	(内消費税等 1,400 円 ・ 税率 10 %)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。	
	円	円
礼金	〆 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額

3,194,400 円

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額

新賃料の 1 ヶ月分 ・

円

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にもものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。

この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。

・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。

・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。

・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主

住所

氏名

電話番号

借主

住所

越谷市越ヶ谷1丁目8-6

氏名

浅井 翔

電話番号

048(962)5777

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

極度額

3,194,400 円

※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様

媒介 ・ 代理

取引態様

媒介 ・ 代理

免許証番号

国土交通大臣(4)第 6029 号

免許証番号

第

号

事務所所在地

埼玉県草加市栄町3丁目4-6

事務所所在地

商号

株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等

八巻 康雄

代表者等

印

登録番号

登録番号

第

号

宅地建物取引士

宅地建物取引士

印

整理番号 243-1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
----------------------------------	---

支出年月日	5 年 3 月 13 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4400</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			4400
百万	千	円							
		4400							
使 途	<p>事務所看板代 5,500円 × 8/10 = 4,400円</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため</p>								

領 収 証

No. 007676

浅井 明 様

2023年3月18日

金額

¥ 5,500-

収 入
印 紙

但し 森田ビル 201号室看板(1)代として(2023年3月3日入金)
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税 抜 金 額

消 費 税 額 等 (%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市柴町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

抜 者 印



社印・抜者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

43-2

建物賃貸借契約書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2階部分	35,34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日	から	3年0月間	
終期	2023年6月30日	まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。		
		円	円
礼金		円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月 27 日までに支払う	
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

48-3

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷 1丁目8-6

氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	国土交通大臣(4) 第 6029 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地	
商号	株式会社 ベストハウジング	商号	
代表者等	八巻 康雄	代表者等	Ⓜ
登録番号	[Redacted]	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	Ⓜ

整理番号 296

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 3 月 6 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">754</td> </tr> </table>	百万	千	円			754
百万	千	円							
		754							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	ダスキンレンタル代 $1,507 \times \frac{1}{2} = 754$		
-----	---	--	--

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 XXXXXXXXXX 1160 4875 8162 4700

小島 信昭 様
ポイントカード

納品・請求書
兼 領収書

株式会社ダスキンサーヴ北関東
ダスキン宮原支店
〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2023年 3月 6日 次回訪問日 2023年 4月 3日 取引 現金 No.100322554600

商品・サービス内容	契約数	前回数	単価	納品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	693	1	1	693				
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	814	1	1	814				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,370	137	1,507	1,507

確認サイン

担当者名

印紙
5万円以上
貼付

DUSKIN DDnet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="9"/> 日
支出額	<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> 百万 千 </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;"> <input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value="6"/><input type="text" value="7"/><input type="text" value="5"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/>円 </div> <p style="font-size: small; margin-bottom: 5px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">政務活動に使用割合が9割のため</p> <p style="text-align: center;">(按分した場合の積算方法 $75,000 \times 0.9 = 67,500$)</p>
使 途	事務所賃借代(4月分)
支 出 先	(株) コスモ

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱ コ ス モ (以下「甲」という。)と借主 鈴木 正 人 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2		
		(登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / ()階建/全()戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
	面 積	49.55㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年 1月 15日 から 令和6年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・共益費	月額 (内消費税等 円)	家財保険料	15,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附属施設料	月額 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. []				本
	本 数 []				
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	[]			
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先	[]		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	[]		

2-3

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ	
所在地	新座市新座3-4-41	TEL 048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士;登録番号)) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

<p>事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。 明け渡し時には中には何もない状態で引き渡すものとする。 更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。 事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。</p>

2-4

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲・貸主代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048 (480) 3500
	住所	新座市新座 3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所所在地・TEL	新座市新座 3-4-41 048-480-3500	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第 21803号	免許証番号	() 第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名		氏名	㊟
	登録番号		登録番号	知事 第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社コスモ 新座市新座 3-4-41 048-480-3500	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。


整理番号 - /

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="9"/> 日
支出額	百万 千 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動費に使用する割合が9割のため (按分した場合の積算方法 $11,000 \times 0.9 = 9,900$)
使 途	契約駐車場代(4月分)
支 出 先	(有)東次土地

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団 

駐 車 場 契 約 書

特約条項

所在地 富士見市水谷東 2-3248-1

名称 富士見市水谷東 2-3248-1 富士見市水谷東 2-3248-1

番号 富士見市水谷東 2-3248-1 富士見市水谷東 2-3248-1

賃料 1ヶ月 金 10,000 円也 (別途消費税)

敷金 金 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和4年5月16日より令和5年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約すること出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

312



上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。
令和4年5月15日

貸主(甲) 住所 埼玉県富士見市水谷東 3-33-14
氏名 有限会社 恵久土地
代表取締役 市川 功久
電話



借主(乙) 住所 埼玉県志木市中宗岡 1-1-2
氏名 鈴木 正人
電話 048-476-7525



仲介人 住所 氏名 電話

取引主任者 氏名 登録番号

整理番号

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="年"/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="月"/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="日"/>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円						
百万	千	円										

使 途	<p style="text-align: center;">廃棄物処理代</p> <p style="text-align: right;">$5500 \times 0.9 = 4950$</p>
-----	---

領収書等貼付欄 ⑤ 鈴木正人 埼玉県議会自由民主党議員団
政務活動費割合が9割のため

年-月-日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
05-03-09	送金	*5,500	ATM オムラシヨウシ	

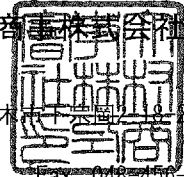
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

4-2

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2

鈴木正人事務所 様

大村商事株式会社



〒353-0003 埼玉県志木市中宗岡2-18-20

Tel: 048-472-0328 Fax: 048-456-0020



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

取引銀行:武蔵野銀行 志木支店 当座預金 No. 2000597
埼玉りそな銀行 志木支店 普通預金 No. 619492

今回御請求額

¥5,500

年月日	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
[鈴木正人事務所]					
	廃棄物処理代2月分	1	式	4,000	4,000
	③段ボール収集運搬	1	式	1,000	1,000
				小計	5,000
				消費税	500
				合計	5,500

備考:

※ご入金額等をご確認されたい場合は、当社までご連絡下さるようお願い致します。

整理番号 1 4 3

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 3 月 13 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: x-small;">百万</td> <td style="text-align: right; font-size: x-small;">千</td> <td style="text-align: right; font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">346</td> </tr> </table>	百万	千	円			346
百万	千	円							
		346							

使 途	<p>備品(レンタルマット)</p> <p style="text-align: right;">385 × 0.9 = 346.5</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
-----	--	-------------------------

領収書等貼付欄

領収書

2023年03月13日 12:29 No.2219922

新井一徳県政調査事務所 様

お問合せ番号 XXXXXXXXXX

住所: 北本市中央1-81

TEL: 048-594-1600

契約日付: 20110826

配達日付: 20230313

順番: 011-00

設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS 1 @350 ¥350

小計: ¥350

消費税: ¥35

合計: ¥385

備考:

株式会社クリン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233

FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

ルーター: C1105

次回ルーター: C1105

営業担当 XXXXXXXXXX

配達担当 XXXXXXXXXX

URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 4 4

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">5年 3月 17日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center;">5 4 0 0 0</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
---	---	-------------------------

<p>使 途</p>	<p style="text-align: right;">60,000 × 0.9 = 54,000.0</p> <p>来客用等駐車場賃借料 2023年4月5月6月分 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
------------	--

領収書等貼付欄 ③ 2023年 4月5月6月分

領 収 証

2023年 3月 17日

新井一徳事務所様

★ ¥60000

但 4.5.6月 駐車場代として
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒304-0031 埼玉県北本市中央2丁目103
横山果樹園 横山 功
TEL 048-591-3947

領収証 No.6

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

			3	5
--	--	--	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 <small>(該当する経費の番号を○で囲む)</small>	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
	(該当する経費の番号を○で囲む)

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>年</td> <td></td> <td>3</td> <td>月</td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> <td>日</td> </tr> </table>		5	年		3	月		1	8	日										
	5	年		3	月		1	8	日												
支出額	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">百万</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">千</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ 政務活動費を充当した金額を記載 <small>政務活動に使用する割合が9/10以上であるた (按分した場合の積算方法 90,000円×14日÷31日×0.9=36,580円)</small></p>	百万		千												3	6	5	8	0	円
百万		千																			
				3	6	5	8	0	円												
使 途	令和5年3月 事務所賃借料																				
支 出 先	大和リビング株式会社																				

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



35-1 丸印の箇所が該当 計算書

この度は、弊社管理物件をお申込みいただきありがとうございます。
 ご契約に伴う契約時金を算出致しましたのでご請求申し上げます。
 ご不明な点等がございましたら、担当営業所までお問い合わせ
 くださいますようお願いいたします。

大和リビング株式会社
 八潮営業所
 〒340-0822
 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5
 ストライブ 1階
 TEL 048-999-7180
 FAX 048-998-7366

フリガナ	ウダガワ ユキ
氏名	宇田川 幸夫 様
電話番号	
契約開始日	2023年03月18日

部屋	コスモス 202	(700127696-001-202)
駐車場		(700127696-P01-007)

部屋・区画	月度	内訳	金額	備考
202	2023年03月	賃料	40,645	日割り(90,000円×14日÷31日)

精算金総計 [金額] 円

お振込みの際は、振込期限迄に		2023年03月17日
右記の振込名にてお振込みください。		ウダガワ ユキ
契約金	振込額	[金額] 円
	振込先	三井住友銀行 はまゆう支店
		普通 4 6 5 8 8 9 2
		大和リビング(株)

備考欄
 追加変更の無い限り、毎月103,800円をお支払いいただきます。

※振込み手数料はお客様のご負担となります。
 ※銀行振込受領書をもちまして受領証に代えさせていただきます。

貸室賃貸借契約書

35-2

4530070 - 00 - 00

②

契約締結日
西暦 年 月 日



<頭書>

(1) 物件の表示	名称・室番号 2階 202号室	所在地 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6	専有面積 50.31㎡	建物所有者 [Redacted]
(2) 当事者の表示	貸與人(甲) 大和リビング株式会社	貸與人(乙) 宇田川 幸夫	建築年月 2023年03月	建築年 2023年03月
(3) 期間	契約期間 2023年03月18日から2025年03月17日まで2年間			
(4) 賃料等・支払条件	賃料	¥90,000-	金融機関	[Redacted]
	共益費	¥5,000-	店名	[Redacted]
(5) 極度額	月額合計	¥95,000-	支払方法	自前口座振替・クレジットカード・上取口座振込
	更新料	更新時前賃料の1ヶ月相当分	支払期限	翌月分を当月末日までに支払う
	礼金	¥225,000-	選延損害金	年14.0% (年を365日として日割計算)
	時給料	¥55,000-	目割賃料等 算定基準	1ヶ月を暦日とする
(6) 管又連理は格先会社	大和リビング株式会社 八潮営業所 営業所長 大久保 貴昌 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5 ストライトアップ 1階 電話 048-999-7180 連絡先 フリーダイヤル 0120-200-850 (ダイヤリビングインフォメーションセンター) 別紙賃貸借契約書特約・特記事項参照			
(7) 特約・特記事項				

***** お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5スト ライフトアップ 1階 八潮営業所	***** お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5スト ライフトアップ 1階 八潮営業所
***** 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之	***** 〒340-0801 埼玉県八潮市八條431-1 フリガナ カガリ 幸夫 氏名 幸夫 考夫 メールアドレス
***** 個人	***** 住所 埼玉県八潮市八條431-1 フリガナ カガリ 幸夫 氏名 幸夫 考夫 メールアドレス
***** 借入人(甲)	***** 住所 埼玉県八潮市八條431-1 フリガナ カガリ 幸夫 氏名 幸夫 考夫 メールアドレス
***** 借入人(乙)	***** 住所 埼玉県八潮市八條431-1 フリガナ カガリ 幸夫 氏名 幸夫 考夫 メールアドレス
***** 入居者の概要	***** フリガナ カガリ 幸夫 氏名 幸夫 考夫 生年月日 1978年11月27日(男・女) 籍別 本人 担当部署 勤務先及び連絡先 〒102-0083 住所 東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル 2階 フリガナ カガリ 幸夫 氏名 幸夫 考夫 生年月日 西暦 年 月 日 固定電話 03-5213-0250 携帯電話 () ()
***** 保証会社	***** 〒102-0083 住所 東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル 2階 フリガナ カガリ 幸夫 氏名 幸夫 考夫 生年月日 西暦 年 月 日 固定電話 03-5213-0250 携帯電話 () ()
***** 緊急連絡先	***** 住所 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5 フリガナ ストライトアップ 氏名 幸夫 考夫 生年月日 西暦 年 月 日 固定電話 () () 携帯電話 () ()
***** 媒介	***** 媒介 幸夫 考夫
***** 媒介	***** 媒介 幸夫 考夫

340-0808

※宅建業者等必須登記事項: 免許番号, 居所, 会社名, 代表者名, 電話番号, 宅地建物取引士登録番号, 氏名

大和リビング株式会社 様式JBBB 230A

整理番号			3	6
------	--	--	---	---


政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
	(7)

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>5</td><td>年</td><td></td><td>3</td><td></td><td>日</td> </tr> </table>		5	年		3		日	
	5	年		3		日			
支出額	<table border="1"> <tr> <td></td><td>2</td><td>0</td><td>2</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>円</td> </tr> </table> 百万 千 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるた (按分した場合の積算方法 225,000円×0.9=202,500円)		2	0	2	5	0	0	円
	2	0	2	5	0	0	円		
使 途	事務所契約礼金								
支 出 先	大和リビング株式会社								

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団



(1) 物件の表示	名称・室番号 2階 202号室	所在地 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6	専有面積 50.31㎡	建物所有者 [Redacted]
(2) 当事者の表示	貸借人(甲) 大和リビング株式会社	貸借人(乙) 宇田川 幸夫	*****	
(3) 期間	2023年03月18日から2025年03月17日まで2年間			
(4) 賃料等・支払条件	賃料	¥90,000-	金融機関	[Redacted]
	共益費	¥5,000-	店名	自前中庭駐車・クレンジングカード・上段口階段送
(5) 極度額	月額合計	¥95,000-	支払方法	翌月分を当月末日までに支払う
	更新料		遅延損害金	年14.6% (1年を365日として日割計算)
	礼金	¥225,000-	日割賃料等算定基準	1ヶ月を暦日とする
	保証金	¥55,000-	*****	
(6) 管理会社	大和リビング株式会社 八潮営業所 営業所長 大久保 貴旨 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5 ストライト 1階 電話 048-998-7180 連絡先 フリーダイヤル 0120-200-850 (ダイヤリングインブオメーションセンター) 別紙賃貸借契約書特約・特記事項参照			
(7) 特約・特記事項	*****			

貸借人(甲)	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之 〒340-0801 埼玉県八潮市八條431-1 大和リビング株式会社 八潮営業所			
個人	住所	フリガナ	氏名	梅田 孝夫
法人	所在地	〒	電話	()
賃借人(乙)	社名		FAX	()
入居者の概要	書類送付先	電話	()	印
	担当部署	FAX	()	
保証会社	氏名	宇田川 幸夫	生年月日	1978年11月27日 (44才)
	住所	埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5	性別	男・女
	フリガナ	宇田川 幸夫	勤務先	[Redacted] 〒340-0801
	氏名	雨谷 昌宣	所在地	[Redacted] 〒340-0801
保証会社	住所	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4半蔵門アーストビル 2階	西暦	年 月 日
	氏名	株式会社イントラスト	この続柄	
緊急連絡先	住所	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
	フリガナ	[Redacted]	この続柄	
媒介	氏名	[Redacted]	生年月日	[Redacted]
媒介	氏名	[Redacted]	生年月日	[Redacted]

※在籍簿記載事項記載項目：免許番号、住所、会社名、代表者名、電話番号、宅地建物取引士登録番号、氏名 大和リビング株式会社 様式JBBB 230A

整理番号

		3	7
--	--	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 <small>(該当する経費の番号を○で囲む)</small>	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	--

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>年</td> <td></td> <td>3</td> <td>月</td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> <td>日</td> </tr> </table>		5	年		3	月		1	8	日										
	5	年		3	月		1	8	日												
支出額	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">百万</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">千</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>0</td> <td colspan="2">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるた (按分した場合の積算方法 8,800円×0.9=7,920円)</p>	百万		千												7	9	2	0	円	
百万		千																			
				7	9	2	0	円													
使 途	事務所駐車場代																				
支 出 先	大和リビング株式会社																				

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場賃貸借契約書

37-1

<頭書>

(1) 物件の表示	駐車場名 コスモス 駐車場 所在地 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6
(2) 駐車車両	区画番号(1) [] 区画番号(2) [] 車名(1) [] 車体の色 [] 自動車登録番号 [] 排気量 [] 車名(2) [] 車体の色 [] 自動車登録番号 [] 又は車画番号 [] 排気量 []
(3) 当事者の表示	貸借人(甲) [] 貸借人(乙) 宇田川 幸夫 車名(1)の車画使用者 [] 車名(2)の車画使用者 []
(4) 期間	契約期間 2023年03月18日から2025年03月17日まで2年間 駐車料 ¥8,800- 金融機関 [] 店名 [] 預金種別 [] 口座番号 [] フリガナ [] 口座名義人 [] 支払方法 [] 支払期限 [] 月額合計 ¥8,800- 遅延損害金 [] 日割貸料等算定基準 []
(5) 賃料等・支払条件	支払期間 1ヶ月を暦日とする 支払日 毎月末日まで前払 支払条件 年14.6% (1年を365日として日割計算) 支払日 毎月末日まで前払 支払条件 年14.6% (1年を365日として日割計算)
(6) 振替口座	振替口座 []
(7) 管又連理は給会社	大和リビング株式会社 八潮営業所 営業所長 大久保 貴旨 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5 ストライプ 1階 048-999-7180 先着ダイヤル 0120-200-850 (ドライバーフォンメーションセンター)
(8) 特約・特記事項	別紙賃貸借契約書特約・特記事項参照

4630070 - 00 - 00

契約締結日

西暦 年 月 日



453070000

貸借人(甲)	[]
貸借人(甲)の代理人	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之 お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5ストライプ 1階 八潮営業所
住所	〒340-0801 埼玉県八潮市八條431-1
フリガナ氏名	宇田川 幸夫
メールアドレス	[]
所在地	[]
社名	[]
書類送付先	[]
担当部署	[]
電話番号	[]
FAX	[]
印	[]
※乙が、本駐車場に付随する下記住宅の賃貸借契約を締結した場合は下記身上書欄記入不要	
住宅名	[]
氏名	宇田川 幸夫
勤務先	[]
所在地	[]
緊急連絡先	[]
主使用者氏名	[]
主使用者住所	[]
生年月日	1978年 11月 27日
西暦	1978年 11月 27日
性別	男・女
電話番号	[]
その他連絡先	[]
電話番号	[]
その他連絡先	[]
保証会社	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル 2階 フリガナ [] 氏名 株式会社イントラスト 固定電話 03-5213-0250 携帯電話 []
緊急連絡先	住所 [] フリガナ [] 氏名 [] 固定電話 [] 携帯電話 []
媒介	[]
媒介	[]

整理番号

	2	3	2
--	---	---	---

 - 1

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">年</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">月</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">日</td> </tr> </table>	0	5	年	0	3	月	2	2	日
0	5	年	0	3	月	2	2	日		
支 出 額	百万 千 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)			6	4	0	0	0	0	
		6	4	0	0	0	0			
使 途	4月分事務所賃借料									
支 出 先	[REDACTED]									

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田貸事務所 1階 N03号室
所在地（住居表示）	鴻巣市東3丁目11番18号
構造・規模	鉄骨造重畳メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所（貸事務所）
契約面積	1階部分 31.77㎡
公営水道メーター（専用）、東京電力メーター（専用）、公共下水メーター（専用）、冷暖房機、駐車スペース（2台分） 電気湯沸かし器1個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和4年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	令和7年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円（税込価格80,000円・税率 %）
共益費（管理費）	月額 0円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（敷金）	80,000円 賃料1ヶ月分
保証金（敷金）の償却・敷引	敷金の償却、敷引はありません。
家財保険	40,000円 3年加入
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う 振込 <input type="checkbox"/> 振込先金融機関名 <input type="checkbox"/> 口座種別 <input type="checkbox"/> ・支店名 <input type="checkbox"/> 口座名義人 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> ・フリガナ <input type="checkbox"/> 振込手数料負担者 借主 持参先 <input type="checkbox"/>

家財保険は借主人賠償保険付きに3年加入、保険金額は家財の対価により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白

232 - 2

(5) 貸主

貸主	氏名	住所	電話
----	----	----	----

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者

住所	氏名
(6) 連帯保証の程度額	円

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者	商号または名称	電話
	所在地	
	家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 有 無

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の ヶ月分・ <input type="checkbox"/> 円
--------	---

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1つつを支払うものとする。以下余白

特約事項

1. 本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニング工事の工費等に充当させて頂きます。ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に切り掛かります。クリーニング工事が敷金より少ない金額の場合は敷金の差額を返還し、敷金を超えるクリーニング工事費用の場合は差額の工費を請求します。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させて頂くことがあります。
2. 既存のエアコンや照明器具、造作等は居抜きでの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行なうものとし貸主は行いません。
3. 不動産賃貸借契約条項のうち、第5条（共益費）はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下阳貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署（印）名押印の上、各自その通を保有する。

令和 4 年 7 月 12 日

貸主（住所）

氏名	（電話番号）
----	--------

借主（住所）

氏名	（電話番号）
----	--------

連帯保証人（住所）

氏名	（電話番号）
（程度額）	円

※連帯保証人が法人の場合は程度額は定めません

当地建物取引業者・当地建物取引士

（この契約書は当地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています）

整理番号 233

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	0 5 年 0 3 月 2 2 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 20px; text-align: center;">352</td> </tr> </table>	百万	千	円			352
百万	千	円							
		352							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>4月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">440 × 0.8 = 352</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない
 (別紙にも整理番号(枝番)を付す

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38042	05-03-22	12:50	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		(印) 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0003

ご依頼人 サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ ツ様

電話番号 048-541-8110

取扱番号 400033

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 306

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 3 月 23 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">191</td> </tr> </table>	百万	千	円	4	7	191
百万	千	円							
4	7	191							

使 途 **事務所家賃(本所事務所)**

$80,440 \times \frac{22}{30} \times 0.8 = 47,191$

領収書等貼付欄 4/1~8 選挙事務所にて使用(選挙費用計上)

小島信昭

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

[Redacted]		
05-03-23 送金	*80,000	ATM カカシ タタ
05-03-23 手数料	*440	
[Redacted]		

キャッシュ ご利用 詳細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	[Redacted]	**** * * * * *	
取扱店	お取引日	時刻	
57107	05-03-23	09:00	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			
(1万円)		(5千円)	(1千円)
円		円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 [Redacted]

登録番号 0001

コソマノアキ様

○他店支払いの小切手等をご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
(項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

※領収書等には、①年月日、②金額、③記号を記載してください。
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

電話番号 048-758-1624 印紙税申告納付
取扱番号 400001 付 消費税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会

3年 4月 23日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名	TEL 048-758-1624
	住所	339-0074 さいたま市岩槻区本町3-1-1 298-5
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	(有)宝来屋不動産商会	商号又は名称
	代表者の氏名	関根 正之	代表者の氏名
免許証番号	埼玉県知事 (13) 第 5313 号	免許証番号	大臣知事 () 第 号
免許年月日	平成 29 年 8 月 23 日	免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名		氏名
	登録番号	() 第 号	登録番号
	業務に従事する事務所名	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する事務所名
事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

(更新) 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	高橋ビル1階貸事務所	1階	号室
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12	区画番号()	
建物	木造(鉄骨造)鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / () 戸		
面積	専務所 29.75 m ²	新築年月	平成 11 年 4 月
附属施設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年5月1日から令和5年4月30日まで(2年間)
 目的物件の引渡し時期 年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000 円 (内消費税等 円)	家財 保険料	円
敷金	継続 80,000 円 (賃料 1ヶ月)		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵 No. 本 本		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 貸主指定の口座へ振込支払いする。 <input type="checkbox"/> 持参 持参先 <input type="checkbox"/> 口座引落 委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先(担当者)	(氏名)
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所
管理業者	商号又は名称 (有) 宝来屋不動産商会	
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621	
管理担当者	氏名	住所

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
 (賃貸不動産経営管理士:登録番号)
 ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所
-----	----	----

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人 氏名 小島 信昭
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供による保証 家賃債務保証会社名 主たる事務所の所在地

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

整理番号 139

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>5年 3月 23日</p>	<p>支出額</p>	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">495</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">00</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		495	00
百万	千	円							
	495	00							

<p>使 途</p>	<p style="font-size: 1.2em;">政務活動事務所賃料(4月分)</p> <p>政務活動に使用する割合が $\frac{9}{10}$ 以上であるため</p> <p>(按分した場合の積算方法) $55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>
------------	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	*****
取扱店	お取引日	時刻	
56704	05-03-23	11:00	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			印紙税申告納付につき、 税務署承認済
お振込明細またはご案内			電信
登録番号 0002			
〒ハ タツヤ様			
電話番号 XXXXXXXXXX			印紙税申告納付につき、 税務署承認済
取扱番号 Z30001			

*印紙税を精付しない場合は*印で消しております。 →

55,000

0

55,000

[振込手数料]

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)

(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで

(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)

(振込先)

名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

賃貸人(甲) 住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]



賃借人(乙) 住所

加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遠也



整理番号 308

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 8 月 24 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4400</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			4400
百万	千	円							
		4400							

使途	<p>駐車場代(本町事務所)</p> <p style="text-align: right;">$5,500 \times 0.8 = 4,400$</p>
----	--

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

No. _____

領 収 証

小島信昭 様

5年 8月 24日

★ 5,500.-

但 4月分

上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

平成31年4月8日より 契約更新する

賃借人名札 設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信

(メーカー・車種) 三菱 eKクロス シルバー

(ナンバー)

駐車場賃借契約書

賃借人 [] 上、賃借人 小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃借契約を締結した。

駐車場の表示

所在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
区画 賃借人名義、接置区画内（ [] 本画）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー： スズキ 車種： エブリィワゴン ナンバー []
指定区画内には、賃借人が指定した車種のみを駐車する。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成3/年3月/日から平成3/年3月3/日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃借人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償義務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃借借成立当時の原状に復した上で、賃借人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃借人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃借人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃借人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成3/年3月/日

賃借人：住所 []
氏名 []

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8
氏名 小島信昭

整理番号

282

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年 / 月 25日、2月 24日、3月 24日
支出額	<p>月額7,500円×3ヵ月=22,500円</p> <p>百万 千 1 8 0 0 0 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 22,500×0.8=18,000)</p>
使 途	事務所駐車場 賃借料 / 月 ~ 3 月 分
支 出 先	株式会社 渡辺住研

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団

印



282-2

駐車場賃貸借契約書

所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1		
駐車位置	P荻原コーポ		番
契約期間	2022年8月1日	～	2024年7月31日
賃料	7,500 円	消費税	0 円
カーライフサービス料	円	消費税	円
敷金	円	礼金	円
更新料	新賃料の 0.5ヶ月 相当額	更新手数料	
振込口座	[Redacted]		
	[Redacted]	名義人	[Redacted]

車種		色	
登録No.			
車種		色	
登録No.			

甲 (賃貸人)	[Redacted]		
丙 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研		
乙 (賃借人)	住所 〒	[Redacted]	
	フリガナ 〒	生年月日	1974年 6月 25日
	氏名	渡辺 大	TEL 携帯 090-4241-4311
	メールアドレス	[Redacted]	
	勤務先	住所	
	TEL		
保証会社	会社名		
仲介人	株式会社 渡辺住研	営業担当 [Redacted]	[Redacted]
	富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階 TEL 049-255-1010 免許No. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号		
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店	TEL 049-255-1010	宅地建物 取引士
	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK		
〈特約事項〉 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、 甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。			締結日 2022年 7月26日

太枠をご記入下さい。

駐車場使用約款

- 第1条 乙は期日迄に賃料等の全部、または一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し、年14.6%の延滞損害金を甲に支払うものとする。
- 第2条 賃料は月額単位とし、日割り計算にては行わないものとする。但し、入退時はこの限りではない。
 駐車料金は、毎月26日迄に翌月分を下記の要項で丙の指定する方法により支払うものとする。
- 乙の銀行口座より自動振替(SMBCファイナンスサービス株式会社)
 通帳と印鑑を持参の上、自動振り替えの手続きをする。
 振替日は毎月26日とする。尚、乙の預金残高が不足のため自動振替ができない場合は、即日乙が契約書記載の指定銀行口座に振り込むものとする。
 但し、あんしん保証(株)利用の方は上記の限りではありません。
 - 銀行振込(乙が法人契約等、特殊事情により1の自動振替が困難な場合に限り、指定銀行口座に振り込む。)
 (賃料等の振込み手数料は乙の負担とし、銀行収納印押印済振込票をもって領収したものとし、丙は領収書を発行しないものとする)
 乙が法人の場合は賃料等の支払期日は前月末日までとします。
- 第3条 乙は本駐車場に本契約車輛以外の駐車することは出来ない。
- 第4条 本駐車場内において自動車若しくは部品、物品、積荷等の盗難、火災、事故等については、甲・丙及び管理者は一切その責任を負わないものとする。又違法・無断駐車についてはこれにて処理するものとする。
- 第5条 駐車料金については、甲は社会情勢及び経済事情により駐車料金を変更することが出来る。この場合、丙から乙に通知することによって変更の効力を生ずるものとする。丙より乙へ更新契約書送付にも拘わらず未更新の場合新賃料の通知をしたものとし、新賃料で引落しすることを乙は承諾するものとする。
- 第6条 乙がその月の内(駐車料金を支払った期間)駐車しない日がありたる場合も納入した駐車料金は甲は返却しない。
- 第7条 本契約に伴う乙の権利はほかに譲渡することはできない。
- 第8条 乙またはその関係者(同乗者を含む以下単に乙という)が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくはほかに駐車中の自動車に損害を与えたとし、乙は直ちにその損害を丙若しくはその所有者に賠償しなければならない。
- 第9条 乙は本駐車場内においては下記事項を守らなければならない。
- 引火性物品その他の危険物等を持ち込まないこと。
 - 火気の取扱等をしてないこと。
 - 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等、駐車場内の秩序については管理者の指示に従うこと。
 - 自動車の運転に当たっては安全運転をすること。
 - 甲・丙及び管理者の許可を得たもの以外は、物品の販売、自動車の修理(簡単な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
 - 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに所轄警察署、丙又は管理者に届け出ること。
 - その他丙又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- 第10条 乙が1ヶ月以上駐車料金を滞納した場合は、丙は本契約を解除するものとする。
- 第11条 乙が本契約に違反したときは、丙は本契約を解除するものとする。
 この場合既に納入した駐車料金は返却しない。
- 第12条 本契約を解約しようとするときは、乙は解約日の1ヶ月前に丙に予告するものとする。但し、乙が1ヶ月前までに予告しなかった場合は解約予告日より起算して駐車料金の1ヶ月分相当額を損害金として丙に支払うものとする。又、甲・丙より駐車場の明渡し申し出を受けた場合、乙は理由の如何を問わず、甲の申し出により、1ヶ月以内に契約を解約し、甲に明け渡さなければならないものとする。
 この場合甲、乙共に異議申立てしない。
 なお解約にあたり返還金がある場合、銀行振込手数料は乙の負担とする。
- 第13条 特約事項
- 車庫証明を必要とするとき、立会人に対し車庫証明発行手数料として、3,500円(税別)を支払うものとする。(但し、初期契約の場合は、賃料3ヶ月前納を条件とし、貸主に対する証明料を要する場合は、別途支払うものとする。)
 - 本契約の契約期間は、本契約書表示の契約期間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までにいずれの当事者からも本契約の更新を拒絶する旨の意思表示がなされない場合には、更に自動的に同一期間・同一条件で更新され以後も同様とする。
 - 前項の自動更新がなされた場合には、乙は契約更新時まで、甲が指定する更新契約書を甲に対し提出する。
 - 本契約の更新に際しては、更新の種類を問わず、乙は、甲に対し、更新料及び更新事務手数料を、管理会社(株)渡辺住研に対して支払うものとする。但し別途特約がある場合は、この限りではないものとする。
 - 前項の更新料及び、更新事務手数料は、契約が更新される度に生じる。
 - 賃料等及び更新料、違約金その他の債務を乙が滞滞した場合において、乙が債務の一部を弁済した時は、先ず、更新料、違約金その他一時金に充当し、それに満ちる時は賃料等に充当するものとする。
 - 敷金は無利息とし、乙が丙に本駐車場を明け渡したのち30日以内に返還するものとする。但し、未払いの賃料のある場合は、敷金を賃料として充当するものとする。
 - 駐車場位置移動、契約者(家族間)変更等の手続きは受付しない。解約を行った上で新たに契約を結び、契約時の契約金は新契約者が支払うものとする。
 - 借播きは、契約者乙の責任において行うものとする。
 - 車の改造等、近隣に迷惑となる騒音のクレームがある場合は、本契約を解除するものとする。
 - 上記各々の他、表記の特約事項に定める事項を順守するものとする。
 - 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における左記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

受付時間 9:45～17:45 定休日水曜日(GW・夏期・年末年始休暇中のご解約連絡は翌営業日に受け付けいたしますので予めご了承ください。)

カスタマーセンター:048-680-6635 (24時間受付)

整理番号 168

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	5 年 3 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">千</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">41</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">460</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		41	460
百万	千	円							
	41	460							
使途	事務所 駐車場 賃借料 令和5年4月分 政務活動に使用する割合が 6/10 以上であるため $69.100 \times 0.6 = 41.460$								

領収書等貼付欄 逢澤 至一郎 埼玉県議会自由民主党議員団

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
05-03-27 家賃	*69,100	家賃等	*

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

支出先 5.3.27 タイヤハウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

タイセイ・リビングクラブ加入書 (会員化施策用)

お申込プラン	■ 月額 1100 円(税込)	月額 2200 円(税込)
--------	-----------------	---------------

加入月	2023 年	3 月
-----	--------	-----

フリガナ	アイザワ ケイイチロウ
契約者	逢澤 圭一郎
電話番号	■■■■■■■■■■

対象物件	加藤コーポラス 0101
物件住所	341-0018 埼玉県三郷市早稲田 2 丁目 8-5

同居家族	
フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

●お問い合わせフリーダイヤル
☎ 0120-365-573

(備考欄・変更内容等)

取り扱い店
株式会社タイセイ・ハウジー
川口 営業所
TEL: 048-498-6161

種別
867

申込区分	□プラン変更 変更開始月 (年 月)	□記載内容変更 変更日 (年 月 日)
------	-------------------------	--------------------------

更新契約書 (住宅)

賃貸人 [] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(令和元年06月01日を始期とする住宅賃貸借契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5	種類	マンション
名称	加藤コーポラス	部屋番号	0101
間取り	3DK	構造	鉄筋コンクリート 造 陸屋根
地上	4階	地下	階建
専有面積	52.66㎡		

第1条 (賃貸借期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の賃貸借契約期間は令和03年06月01日から令和05年05月31日までの2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に、支払うことを承諾します。

更新料	59,000円 (更新後の家賃の1.00ヶ月分)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-----------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費			月額合計
月払金	59,000円	3,500円	円	円	62,500円

第3条 (敷金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000円	円	円	59,000円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021年6月 / 日

賃貸人 住所 []

氏名 []

賃借人 住所 []

氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 []

氏名 [] 続柄 []

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

<更新時現在の入居者の表示>

氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名	連絡先電話番号
逢澤 圭一郎	本人	昭和50年9月16日	男	埼玉県議会	[]

株式会社タイ [] 住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル
川口営業所 電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

整理番号 1 8 4

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 3 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">196</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	4	7	196
百万	千	円							
4	7	196							

使途	<p>事務所来客用駐車場賃借料 (2023年4月分~2024年3月分)</p>	<p>52,440 × 0.9 = 47,196 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため 〈送金料を含む〉</p>
----	---	---

領収書等貼付欄

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
05-03-27	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	****	
取扱番号	お取引金額	
N211	*52,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 05-03-27		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

②賃借料
4,000円 × 12ヶ月 = 48,000円

更新料
4,000円

送金料
440円

合計 52,440円

③事務所来客用駐車場
賃借料として
(2023年4月~2024年3月分)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場 賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下、「甲」という。) と借主 武内政文 (以下「乙」という。) は、下記 (1) に表示する駐車場の使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	入間郡越生町大字越生字榎田 389番7 入間郡越生町大字越生字北外張 810番2		
	名称	町田駐車場	指定場所	No. [REDACTED]

(2) 駐車車両

車種・車名形式	ホンダ シャトル	登録番号	[REDACTED]
---------	----------	------	--

(3) 契約期間

契約期間	2023年 4月 1日 から 2024年 3月31日 までの 1 年間
------	-------------------------------------

(4) 賃料

賃料 (駐車場使用料)	月額 4,000円 (消費税含)

支払期限： 1. 毎月末日までに翌月分を支払う。 ② 契約期間分を契約期間開始日までに一括して支払う。

支払方法	1. 口座振替	金融機関： [REDACTED] 口座番号： [REDACTED] 口座名義人： [REDACTED] 電話番号： [REDACTED] ※振込手数料は、借主負担とする。
	② 振込	
	3. 持参	

(5) 貸主及び管理者

貸主	氏名 [REDACTED]	
	住所 〒 [REDACTED]	電話 [REDACTED]

管理者	商号又は名称 宮田精一事務所 代表者 宮田精一
	所在地 〒350-0416 入間郡越生町大字越生 908 番地 15 電話 049-292-3405

※その他貸主及び管理者に関する事項

貸主代理人	氏名 [REDACTED]
	住所 〒 [REDACTED]

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の一ヶ月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2023年 3 月 1 日

甲 (貸主)	氏名	代理人 [REDACTED]	電話	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙 (借主)	氏名 (商号及び 代表者)	武内 政文	電話	[REDACTED]
	住所	入間郡越生町大字上谷450番地		
緊急連絡先	氏名		電話	
	住所			

宅地建物 取引業者	商号(名称)	宮田精一事務所	代表者	宮田精一
	事務所所在地	入間郡越生町大字越生908番地15	電話	049-292-3405
	免許証番号	埼玉県知事(2)第23444号		
宅地建物 取引士	氏名	[REDACTED]	登録番号	[REDACTED]
	業務に従事する事務所	入間郡越生町大字越生908番地15		

整理番号	1	3	7
------	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>5</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>3</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>2</td><td>8</td></tr> </table> 日	5	3	2	8	支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>5</td> <td>2398</td> </tr> </table>	百万	千	円		5	2398
5													
3													
2	8												
百万	千	円											
	5	2398											

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所賃貸料 3月分 政務活動に使用する割合が9/10以上であるた
-----	--------------------------------------

領収書等貼付欄
 横川雅也 事務所1か月分 ¥10.0220(220円手数料) -
 (選挙事務所13日間使用分 ¥42.000) = ¥58.220
 ¥58.220 × 9/10 = ¥52.398

20	05-03-28	送金	*100,220		
21					
22					
23					
24					

○他店支払の小切手等ご入金の場合は、摘要欄にお戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】 お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

6

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

137-2

事務所賃貸借契約書

賃貸人 (以下、「甲」という。)と賃借人 横川 雅也 (以下、「乙」という。)は、甲の所有する別紙目録記載の建物(以下、「本件建物」という)の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 申または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

賃貸借契約書(別紙)

第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第12条 乙は、乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第13条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第14条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

137-4

振込口座

金融機関名： [REDACTED]

普通預金： [REDACTED]

口座名義人： [REDACTED]

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

令和3年 8月 1日

貸貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

貸借人(乙) 住所 [REDACTED]

氏名 横川 雅也

137-5

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01平方メートル

賃貸人

賃借人

横川 雅也

整理番号 2 3 4

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>5年 3月 28日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>										
<p>使 途</p>	<p>事務所カードシステム費</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">11,000 × 0.75 = 8250</p>												

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙明細</div>	
<p>_____ [振込手数料]</p>	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号 234 - 1

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県警会館由良生党議員団

請求書番号：20230202012537 1 / 1
 請求書作成年月日 2023年 02月 02日
 〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台1丁目 第二ビル7階
 株式会社 総合警備保障
 総合警備保障株式会社
 埼玉西支社

ご案内
 小川 ただし事務所 小川 直志 御中
 毎度ありがとうございます。
 以下の通りご請求申し上げます。つきましてはご指定口座よりお振替させて頂きますので、振替期日までに口座残高のご確認をお願い申し上げます。

前回ご請求額 今回ご請求額 今回ご請求額 今回ご請求額 合計

お振替日 2023年 03月 28日

件名・品名/備考	数量	単価	金額	消費税等	合計
2023/04月度A.L.S.O.K.カードシステム料金 小川 ただし事務所			10,000	10%	
(消費税 10% 計)			10,000	1,000	11,000
今回ご請求金額			10,000	1,000	11,000

お支払方法(ご指定の口座よりお振替させて頂きます。)

整理番号 237

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 3 月 30 日	支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">67720</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		67720	
百万	千	円							
	67720								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large; text-align: center;">事務所賃借料</p> <p style="text-align: center; font-size: large;">(135,000 + 440) × 0.5 = 67,720</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
39842	05-03-30	12:17
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥135,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円
お振込明細またはご案内		
お受取人		
サイタマクソツキノ		
サカト		
普通 8289798		
ファイニステート(カ様)		
登録番号 0005		
ご依頼人		
オカワクタツ セイムカットウツムソヨ様		
電話番号	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済	
取扱番号	*****	
*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→		

【振込手数料】

を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③区分、④発行者が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和 4 年 2 月 12 日

小川 直志 様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通りの説明します。
この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第156602号	説明をする宅地	登録番号
免許年月	平成 29 年 5 月 6 日	建物取引士	氏 名
主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエーステート 代表取締役 伊 真	業務に従事する埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエーステート 事務所所在地 商号・名称 TEL 049-288-1101	取 引 権 限
	TEL049-288-1101	媒介	消費税込 課税業者

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
物件名称	八幡店舗
種類	店舗併用住宅
構造	木造
取付面積	63.10㎡
築年	1998年2月
交通	東武東上線 坂戸駅 徒歩 13 分
貸主	氏名 住所
管理の委託先	ファイブエーステート株式会社 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL049-288-1101

2. 登記簿に記載された事項

所有名義人	氏名 住所
甲区 所有者にかかる権利に関する事項	無
乙区 所有権以外の権利に関する事項の概要	有 抵当権

3. 設備状況等

水道	公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	049(288)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力	0120 995441
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-352-025
排水	公共下水	ガス	無
台所	専用	冷暖房	無
トイレ	専用(水洗)	電話	設置(可)
浴室	無		
給湯	有(残置物扱い)		※店舗内の物は全て残置物

4. 法令に基づく制限の概要(●)・有:該当する法令名を○で囲むこと
- ①新住宅市街地開発法 ②新都市基盤整備法 ③流通業義務市街地の整備に関する法律 ④農地法
 - 5. 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か
土砂災害警戒区域域外
 - 6. 当該建物が造成宅地防災区域内か否か
造成宅地防災区域域外
 - 7. 当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か
津波災害警戒区域域外

8. アスベストの調査に関して(やっていいない)

9. 耐震診断について

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物(該当しない) 耐震診断の有無(無)

10. 契約の種類及び期間

種 類	普通賃貸借
期 間	令和 4 年 2 月 12 日 から 令和 7 年 2 月 11 日迄 (3 年間)

11. 賃貸条件

賃 料	月額 135,000円(税込込み)※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日 迄に翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)
礼 金	賃料の 2 ヶ月分 270,000円
敷 金	賃料の 2 ヶ月分 270,000円

更新に関する事項(有)

- 協議の上 3 年毎に更新することができる
- 更新手数料(有:新賃料の 1 ヶ月分+消費税)
- 賃料改定方法(公租公限の増減、経済情勢の変動、近隣賃料との不相当など)

敷金等の精算に関する事項(有)

- 滞納賃料等、損害金と相殺する
- 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有)
- 原状回復義務の範囲(故障或不具合の放置、借主の責任によって生じた汚れ・キズ、汚損・破損等)

用途制限 事務所

利用制限 ペット不可・楽器不可・

12. 損害賠償額の予定等に関する事項

- 借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて借主に損害賠償を請求します
- 借主は本契約が解除(または終了)したにもかかわらず本物件を借主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から明け渡した日まで、賃料の倍額に相当する賠償額を支払わなければなりません

13. 契約の解除に関する事項

- 借主は、貸主に対し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約ができます
- 借主が賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなされないとき、借主が使用目的以外に使用などの禁止事項の行いや、貸主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の継続が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。

14. 建物完成時の形状・構造等	該当しない
15. 支払金または預かり金の保全措置の概要	保全措置 無し
16. 金銭貸借のあつせん	無
17. 供託所等に 関する説明	保証協会の名称・所在地 (公)不動産保証協会 埼玉県本部 東京都千代田区紀尾井町3-30 所属地方事務所所在地 (公)不動産保証協会埼玉県本部 埼玉県さいたま市西郷1-11-39 弁済業務保証協会の提供所 東京都千代田区大手町1-8-3
18. 備考	

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を
受領しました、なお契約成立時には報酬額 135,000円を支払うことを承諾します。

令和 4 年 2 月 12 日

住所 [] 氏名 小川 直志

整理番号 1 2 5

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 3 月 31 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5000</td> </tr> </table>	百万	千	円		2	5000
百万	千	円							
	2	5000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所家賃(4月分)</p> <p>政務活動に使用する割合が $\frac{5}{10}$ 以上であるため $50000 \times 0.5 = 25000$</p>		
----	---	--	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 証

阿左美 建司様 令和5年3月31日

★ ¥ 50,000-

但 4月分家賃として、
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____



コクヨ ウケ-1048

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下、「甲」という。) と賃借人 阿左美 健司(以下、「乙」という。) とは、以下の通り、甲が所有する後記表示の建物 (以下「本件建物」という。) について、建物賃貸借契約 (以下、「本契約」という。) を締結した。

第1条 (本契約)

甲は乙に対して、本件建物を、以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

- (1) 対象物件 後記表示の通り
- (2) 使用目的 事務所
- (3) 賃料 月額 5万円 (賃貸借期間が1か月に満たない時は当月日数に応じた日割り計算によるものとする)
- (4) 契約期間 令和3年8月1日から令和4年7月31日

第2条 (賃貸借期間)

本契約の賃貸借期間は、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間とし、期間満了の6か月前までに甲からの書面による異議がなされないときは、本契約は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

第3条 (賃料の支払い)

- 1 乙は翌月分の賃料を毎月31日限り、甲の指定する口座に振り込んで支払う。

なお、振り込み手数料は乙の負担とする。

- 2 前項の賃料が、経済状況の変動により、著しく不相当であると認められると

きは、甲・乙は誠実に協議した上、賃料を改定することができる。

第4条（賃借人の善管注意義務）

乙は、本件建物を使用するについては、善良なる管理者の注意をもってするとともに、本件建物の使用にあたって通常の維持管理に必要な一切の費用を負担する。

第5条（公共料金等）

乙は、電気及び水道料金等の水道光熱費の費用について、自らの費用で支払うものとするものとする。

第6条（免責規定）

天災、地変その他の不可抗力により、甲が債務を履行することができなくなったことによって乙が被った損害については、甲は何らの責任を負わないものとする。

第7条（途中解約）

乙は、本契約期間中であっても、転勤、療養その他のやむを得ない事情により本件建物を乙が使用することが困難になったときは、解約の申し入れをすることができる。この場合において、本契約は契約の申し入れの日から1か月を経過することによって終了する。

第8条（禁止事項）

乙は以下の行為をするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 賃貸借権を譲渡し、又は、本件建物を転貸しようとするとき
- (2) 本件建物の改造、造作等の現状を変更するとき

第9条（解除）

乙が以下のいずれかに該当したときは、甲は書面をもって催告した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が賃料の支払いを3か月以上怠ったとき

- (2) 乙が賃料の支払いを度々遅延し、甲乙の信頼関係を破壊したとき
- (3) その他、本契約の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

第10条 (当然終了)

本契約は以下のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで当然に終了する。

- (1) 本件建物が滅失したとき
- (2) 本件建物の一部が毀損し、そのために本契約を締結した目的が達せられないとき
- (3) その他、本契約を締結した目的が達せられなくなったとき

第11条 (現状回復義務)

乙は、本契約が終了したときは、直ちに本建物を現状に復して、甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙が返還義務を怠った場合は、本契約終了日の翌日から明け渡し済に至るまで、1日につき、1万円の損害賠償金を支払うものとする。

第12条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、熊谷地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 (協議事項)

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

記

(建物の表示)

所 在 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬6144-10
構 造 木造平屋建

床面積 107.41㎡

以上の通り、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月20日

甲) 住所

[Redacted address]

氏名

[Redacted name] ●

乙) 住所 秩父郡横瀬町大字横瀬 6180

氏名

阿左美健司 ●

整理番号 243

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 3 月 31 日	支出額	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">百万</td> <td style="width: 25%;">千</td> <td style="width: 25%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">000</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">0</td> </tr> </table>	百万	千	円	4	000	0
百万	千	円							
4	000	0							

※政務活動費を充当した金額を記載

便 途	事務所家賃4月分	<p>業務活動に使用する割合が$\frac{8}{10}$以上であるため</p> <p>$50000 \times \frac{8}{10} = 40000$</p>
-----	----------	---

領収書

No. 846

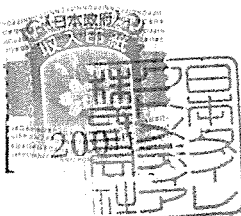
領収日 2023年03月31日

関根信明 様

金額 50,000 円

23年4月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額: 50,000円

消費税額等: 0円

〒331-0828
 埼玉県さいたま市北区日進町2-789
 みらい日進



日本ダイレクトメディア株式会社

請求書

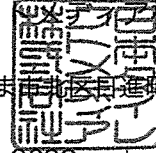
関根信明 様

日付 : 2023年03月31日

請求書番号 : 846

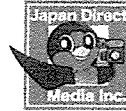
いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレクトメディア株式会社
〒331-0823
埼玉県さいたま市北区月進町2-789
みらい日進
電話: 048-856-9633



小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2023年4月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号 238

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	5 年 3 月 31 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">9000</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		9000	
百万	千	円							
	9000								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large;">駐車場(3台分)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">18000 × 0.5 = 9000</p>
-----	--

領収書等貼付欄
埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 証

No. _____

小川 たいし 事務所様
2023年 3月 31日

★ 18,000 -

但 4月分

上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	

※領収書の記載事項(①領収者、②発行日、③金額、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。))。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃貸借契約書

貸主 [] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地(以下本件土地という。)について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐車場賃貸借		
土地の表示	所在地	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃料等	賃料	月額 1区画につき 6,000円	
	保証金		

第 1 条 甲は、標記記載の土地(以下本件土地という)を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

[甲の支払い条件]

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故(対人、対物を問わない)に基づく責任の一切を負担する。

- 第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。
- 2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。
- 第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。
- 1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。
- 2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。
- 第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
- 第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。
- 第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。
- 第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

整理番号

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費 【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費 9 : 資料購入・作成 10 : 交通費
----------------------------------	---

支出年月日	<input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value="3"/> 月 <input type="text" value="31"/> 日	支出額	百万 千 円 <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="2"/>
-------	---	-----	--

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	3 ~ 月分ダスキン使用料 (事務所用)	
	(按分の積算方法 990円 × 8/10)	

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

納品・領収書
 No. 0000942668
 神尾 たかよし 様

ダスキン マルシン
 株式会社マルシン
〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19
 TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 5年 3月31日 次回は 月 日 曜日

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 収	今 回 残
FM-DF フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10% 990 内消費税 ***		90			

	領 収 額 990	
--	--------------	--

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。